

**ドミニカ共和国
日系社会支援にかかる情報収集調査**

平成 27 年 7 月
(2015 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

日本経営システム株式会社

中南
JR
15-018

**ドミニカ共和国
日系社会支援にかかる情報収集調査**

平成 27 年 7 月
(2015 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

日本経営システム株式会社

報告書目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の背景・目的	1
2. 調査日程	1
3. 調査方法	2
第2章 ドミニカ共和国の金融制度 ～融資一般～	4
1. 融資一般にかかる根拠法令・規定	4
2. 所得と資産の把握方法	6
3. 強制執行に関する法令・制度	7
4. 債務免除に関する法令・制度	14
第3章 ドミニカ共和国の金融制度 ～債権譲渡～	20
1. 債権譲渡にかかる法的制約	20
2. 債権譲渡の手続き	20
3. 譲渡手続きにかかる費用	24
4. 債権の評価方法	26
5. 債権譲渡時にかかる税金	27
6. 債権譲渡を受け管理、回収、融資が可能な団体	27
第4章 ドミニカ共和国の金融制度 ～債権管理（回収）～	37
1. 債権管理（回収）に関する諸規則、慣習	37
2. 債権管理（回収）に関する法人情報	37
3. 債権管理（回収）にかかる税金	38
4. 債権回収で敗訴する要因	39
5. 回収業務遂行のための要件	39
第5章 回収金を活用した日系社会支援事業	41
5.1 日系社会の現状	41
1. 日系団体の概要	41
2. 日系社会に回収した資金を活用することへの日系社会の意見	41
5.2 日系人向け融資事業	42
1. 実施方法、実施団体に関する法的規制、監督官庁	42
2. 主要団体情報	45
5.3 日系人向け高齢者福祉事業	48
1. 実施方法、実施団体に関する法的規制、監督官庁	48
2. ドミニカ共和国における高齢者福祉施設の現状	48
3. 今後のための基礎検討(サービス内容と課題)	49

第 1 章 調査の概要

1. 調査の背景・目的

1956 年から 1959 年までの約 3 年間に 249 世帯、1,319 名の日本人がドミニカ共和国に移住した。JICA は移住者に対し、1958 年から移住融資事業を開始し、新規融資実行は 2000 年に終了したが、融資後の債権管理業務は継続している。

他方、一層の包括的な日系社会支援に資することを企図して、JICA はかかる移住債権の管理方法について、移住融資にかかる歴史的背景および近年の経済事情に鑑み、より時代に適合した方法によることが必要と認識している。このために JICA は移住債権をドミニカ共和国の日系組織等へ譲渡することも可能性のある選択肢の一つとしつつ、より効果的な移住債権の管理方法を模索している。

かかる状況下、当該国における包括的な日系社会支援を進めるための基礎調査として、次の三点を目的に調査を実施した。

- ①移住債権の譲渡および債権回収に必要となる現地法令・規定、税制及び慣習等の基礎的な情報収集・分析をすること
- ②回収した資金を活用した当該国日系社会支援事業の基礎的検討をすること
- ③当該国日系社会等への移住債権譲渡の可能性について検討材料を提供すること

2. 調査日程

以下のスケジュールで調査を進めた。

①第一次国内調査

調査期間：2015 年 2 月 3 日から 2015 年 2 月 7 日まで

調査項目：・既存資料整理
・調査計画立案

②第一次現地調査

調査期間：2015 年 2 月 8 日から 2015 年 2 月 22 日まで

調査項目：・ドミニカ共和国の債権譲渡にかかる法制度の確認
・小規模融資の実態調査
・日系社会の状況把握

③第二次国内調査

調査期間：2015 年 2 月 23 日から 2015 年 4 月 11 日まで

調査項目：・第一次現地調査とりまとめ
・ドミニカ共和国法制度と日本の法制度の比較による詳細チェック事項の確認

④第二次現地調査

調査期間：2015 年 4 月 12 日から 2015 年 4 月 26 日まで

調査項目：・ドミニカ共和国の法制度の確認
・日系社会ニーズ確認

- ・ドミニカ共和国における債権管理・回収事業の実態調査
- ・債権譲渡を受ける可能性のある団体の実態調査

⑤報告書作成

作業期間：2015年4月27日から2015年7月24日まで

3. 調査方法

ドミニカ共和国の法制度について、再委託先弁護士¹へのインタビューを中心に、情報収集を行った。日系社会の状況及びニーズ調査は、日系団体へのヒアリング、および JICA ドミニカ共和国事務所 で把握している情報により確認した。

小規模融資、債権管理・回収事業、および債権譲渡を受ける可能性のある団体の実態調査は、関係団体へのインタビューを通して調査した。訪問調査をした団体のリストを表 1-1 に掲載する。

表 1-1 調査した団体一覧

分類	名 称	設 立 年	正式名称	特色等
民間銀行	Banco Ademi	1982	Banco Ademi	当初は非営利団体としてマイクロクレジット ² を実施。1998年に銀行を設立し事業を移管 地域の小規模事業者などに幅広く融資
非営利団体	FUTURO	2001	Fundación Sur Futuro, Inc.	地域コミュニティ開発を図ることが主体の非営利団体
	MUDE	1977	Mujeres en Desarrollo Dominicans, Inc.	女性を主な対象に地域コミュニティ開発を図ることが主体の非営利団体
	FONDESA	1982	Fondo para el Desarrollo, Inc.	全国 58 拠点(2015 年末予定)体制を持つマイクロクレジットが主体の非営利団体
	Fondo Micro	1989	Fondo Micro	非営利団体への貸し付けと研修やコンサルティングによる支援を行う非営利団体
サービス	TEMPLARIS	2000	TEMPLARIS	債権回収代行業者。顧客の要望により、説得による回収から強制執行まで幅広く対応している
協同組合	AIRAC	1983	Asociación de Instituciones Rurales de Ahorro y Crédito, Inc.	15 の有力な協同組合(貯蓄融資組合、組合員数約 55 万人)を束ねる協同組合

¹ RUSSIN, VECCHI & HEREDIA BONETTI

² 貧困層や女性など、通常の金融機関からは融資を受けにくい人々を対象とした小口融資制度

分類	名 称	設 立 年	正式名称	特色等
	IDECOOP	1963	Instituto de Desarrollo y Crédito Cooperativo	協同組合の設立支援・管理機関として 農業省の傘下で設立
高齢者 福祉	CONAPE	1985	Consejo de la Persona Envejeciente	高齢者に対する国家政策の実施機関と して厚生省傘下で設立

第2章 ドミニカ共和国の金融制度 ～融資一般～

第2章では、債権回収及び融資を行う際に規定される法律、および法律に定められた手続きについて、ドミニカ共和国の実態を踏まえて整理する。特に強制執行、および債務免除手続きに焦点をあて、再委託先弁護士や JICA ドミニカ共和国事務所顧問弁護士、マイクロクレジット事業を行う団体へのインタビューから情報を収集し、調査を進めた。

1. 融資一般にかかる根拠法令・規定

(1) 金融事業に適用される法律・監督機関

- ①金融事業を規制する法律は「ドミニカ通貨金融法」³（以下「金融法」とする）が適用される。
- ②下位規定には銀行投融資業務に関する規定(1996年2月)がある。
- ③上限金利については、かつて12%が合法的利子率として定められていたが、通貨委員会通達2090号で当事者間にゆだねられることとなった。
- ④監督機関は、法制度管轄機関として通貨審議会(Junta Monetaria)、金融機関の統制機関として金融監督庁(Superintendencia de Bancos)がある。

(2) 小規模融資事業

- ①「金融法」は融資(金銭貸借)自体を規制してはいない。
金融法は、通貨の流通及び広く資金を集める、銀行、保険、証券などの機関の活動を規制するものであり(第2条)、第三者に対して融資を行うために広く一般から資金を得るような金融仲介業務(第3条(b))や継続的に外貨売買を行う為替仲介業務(第29条)などを規制対象として事前承認を義務づけている。よって単なる融資事業には適用されない。
- ②一般の非営利団体であれば「ドミニカ共和国における非営利組織の規制及び振興に関する法律(以下「非営利団体法」)⁴」のみが適用される。信用(貯蓄・融資)協同組合も含め協同組合であれば協同組合法が適用される。
- ③訪問調査したマイクロクレジット実施各団体での法律の適用状況は表2-1のとおりである。
融資額38百万RD\$のMUDEは金融法の適用を受けておらず、また融資額2,700百万RD\$のFONDESAも2013年当時は適用を受けていない。2015年3月末時点のJICA移住債権の融資残高であれば、非営利団体法の対象になると推測される。なお、各団体の設立時期、正式名称は表2-2を参照いただきたい。
- ④マイクロクレジット各団体の設立等に関して、表2-2にまとめた。Banco Ademi、FONDESAは、傘下に営利団体の銀行を設立し、金融事業を移管している。銀行への組織移管の目的は、預金を含めた資金調達が多様化により更なる成長を目指したことである。

³ 法律第183-02号 Ley Monetaria y Financiera(1919年6月1日の大統領令312号にもとづき1947年10月9日金融法施行、現法律は2002年12月3日施行)

⁴ 第122-05号 Ley sobre la regulación y fomento de las asociaciones sin fines de lucro en República Dominicana ,2005年4月8日施行

表 2-1 マイクロクレジット実施団体における金融事業等に対する適用法一覧

名称	融資残高 (年)	事業範囲	金融法	法人設立・運営適 用法	備考
FUTURO	0.6 百万 RD\$(2014)	融資事業のみ	適用外	非営利団体系	
MUDE	38 百万 RD\$(2014)	融資事業のみ	適用外	非営利団体系	
BANCO ADEMI	490 百万 RD\$(1998)	98 年に預金・ 融資に拡大	適用(98 年以 降)	商法	
FONDESA	2700 百万 RD\$(2013)	融資 2015 年 5 月か ら預金・融資 に拡大	適用外 2015 年 5 月 からは適用	商法	
AIRAC	2300 百万 RD\$(2013)	預金・融資	適用外 (協同組合法)	協同組合法	融資残高 は加盟 15 法人平均

表 2-2 マイクロクレジット実施団体の設立時期等

名 称	設立年	正式名称、マイクロクレジット等	特色等
FUTURO	2001	Fundación Sur Futuro, Inc. マイクロクレジットは 2004 年にスタート 顧客約 900 世帯	地域コミュニティ開 発を図る
MUDE	1977	Mujeres en Desarrollo Dominicans, Inc. マイクロクレジットは 1981 年にスタート 現在の融資件数約 2,400	女性を主な対象に地 域コミュニティ開発 を図る
BANCO ADEMI	1982	マイクロクレジットは設立時から、規模拡大 に伴い 1998 年に民間銀行を設立し事業を移 管。顧客約 157 千、内 6 割がマイクロクレジ ット	地域の小規模事業者 などに幅広く融資
FONDESA	1982	Fondo para el Desarrollo, Inc 顧客約 7 万で、規模拡大に伴い 2015 年に民間 銀行を設立。債権譲受実績あり、400 人が各地 域に住み債務者に合わせた融資を実施	全国 58(2015 年末予 定)拠点体制でマイ クロクレジット提供
AIRAC	1983	Asociación de Instituciones Rurales de Ahorro y Crédito, Inc 15 の有力な協同組合(貯蓄融資組合、組合員数 約 55 万人)を束ねる協同組合	協同組合の代表とし て地位向上、幹部研 修、技術指導、会員 への融資などを行う

2. 所得と資産の把握方法

(1) 税務当局など公的機関から債務者の所得、資産情報を第三者が入手する方法

(a) 所得に関する情報

所得については、第三者が入手する方法はない。

(b) 資産に関する情報

① 資産については「不動産登記情報システム」があるが、整備途上で不完全である。

ただし、内国歳入総局(DGII⁵)のウェブページ⁶で不動産の地点・条件を指定することにより一般的な課税価格が表示される。また車両についても形式、製造年等を選べば評価額を得ることができる。

② 高額資産者(合計 5.0 百万 RD\$以上、インフレ条項により 2015 年 3 月現在 6.5 百万 RD\$以上)については、納税者番号によりその保有する不動産についての納税額をインターネットで検索することができる。税率 1%で割り戻せば固定資産税評価額を得ることができる。

③ 債務者の身分証明書カードのコピーを添えて DGII に依頼すれば、保有資産に関する情報を取得できる。

(2) 債務者本人が情報を取得し、債権者としてその提供を受けられる可能性があるもの

① 所得に関しては「納税証明」が、税務当局が把握している納税金額についての証明として発行されるが個人の所得税について申告する人は少なく、これにより収入証明とすることは少ない。また、第三者が本人以外からこれを取得することはできない。なお、会社員の場合は源泉徴収票を収入証明とすることができる。

② 資産額としては固定資産評価額、銀行残高証明などがある。

DGII の固定資産税(税率 1%)等の評価額(課税標準額)を実勢価格へ補正して使うことができる。また、口座名義人は銀行残高証明を銀行から取得することができる。

(3) その他の所得、資産保有額の把握方法

① 所得については債務者の職業、勤務先と地位、学歴等から推定することができる。

② 資産については、不動産の所在地と周辺取引相場により推定したり、推定所得等から推察できる。

③ なお、マイクロクレジットの場合は、融資・回収担当者が各々、担当の地域に住むなどの形で債務者本人及び本人周辺から継続的に情報収集し、また融資に際しては家族の収入などの申告を受け、これをもとに融資判断を行っている。債務者は嘘を申告することもできるが、露見すれば次の融資が受けられなくなる。

④ また、信用情報を取り扱う「クレジットビューロー」(営利の個人信用情報機関)により、個人の債務情報、返済情報(特に延滞の有無)、電話料金の支払い状況などの情報が集積されており、銀行の融資などに用いられる。従来は、この個人信用情報へのアクセスが比較的容易であったが、

⁵ Dirección General de Impuestos Internos

⁶ <http://dgii.gov.do/servicios/consultas/Paginas/Consultalnmobiliaria.aspx>

近年、労働省通達により、企業が採用決定に際して行っていた個人情報へのアクセスが禁止される等の利用規制が強化されている。

3. 強制執行に関する法令・制度

(1) 概要

- ①法人は強制執行の訴えを起こすことができる。
- ②債務不履行に対する手段としては以下の三つの方法がある。
 - ・不動産に対する抵当権を実行し競売により債権を回収する。
 - ・動産に対する担保権を実行し競売により債権を回収する。
 - ※ただし、動産の担保権にもとづく競売となっても、対象動産が古い場合は資金回収がほぼ期待できない。
 - ・抵当権設定などのない状態で、包括的な弁済請求により、債権を回収する。
- ③差押え手続きのための一般的な所要期間、費用は個々の状況により一概に言えないが、主に再委託先弁護士からの情報をもとに債務弁済訴訟に要する期間、費用をまとめると表 2-3 のとおりである。

[参考]

担保とは、債務者が債務返済義務を果たさない場合に、債権者の損害を補うために設けられるもので、動産にも不動産にも設定できる。

抵当権とは、債権者が、その債権を担保するために、債務者または第三者所有の不動産を目的物として従来の占有を移すことなく設定し、債務者が弁済をしない場合に、その目的物を競売に付し、その代金から優先弁済を受けることができる担保権のこと。したがって、本報告書では以下のような関係を前提にまとめている。

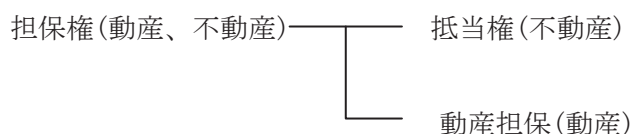


表 2-3 債務弁済訴訟の概要

区 分	返済対象原資	所要期間	所要費用
1 抵当権実行	抵当権設定不動産	①支払い命令(抵当権確定)までに8ヶ月～1年、控訴審以降まで争うとさらに1.5年～2年 ②執行 6ヶ月～1年 ※無競争の場合	①支払い命令 弁護士報酬は成功報酬型で回収額の17%～30%。実際の例によれば、一審、控訴審、最高裁各々15～20千US\$/件程度、判決登記費用として債権額の1%(命令を獲得できた場合) ②執行 弁護士費用は5千US\$/件、公証人は自由価格だが相場は一回当たり千RD\$ないし対象金額(債権回収額)の1%、差押登記費用は同約1%
2 弁済訴訟 ※抵当権等の無い場合	全 般	①支払い命令 一審で1～3年、控訴審で6ヶ月～1年、最高裁まで争うと全部で5～8年かかることもある ②執行 執行にかかる期間も上記に含まれる	①支払い命令 弁護士報酬、費用は総額で回収額の20～30%、さらに着手金として債権額の3～5%もありうる。判決登記費用として債権額の1%(勝訴の場合) ②執行 執行にかかる費用も上記に含まれる

(2) 適用法令と手続きの基本的な考え方

(a) 担保を設定している場合(通常)

- ①債権者は、通常連帯保証人を設定したり、物的担保を設定したりする。
- ②延滞が発生した場合、(一時的な遅れでないかと判断したうえで)督促を行い、それでも返済が行われないときは、担保権の実行に向けて、準備を行い、担保権が有効であることなどを確認しつつ、返済履行に向けて債務者と話し合いを行う。
- ③債権者による担保権の実行の手続きは不動産と動産で分かれている。
 - ・不動産担保については「住宅融資及び信託の市場開発に関する法律」⁷にもとづいて、また動産担保については「農業振興法」⁸にもとづいて差押請求を行うことができる。
 - ここでの動産とは農業用機械、車両、設備などであり、特に農業用動産に限定されるものではない。

⁷ 法 189-11 Para el Desarrollo del Mercado Hipotecario y el Fideicomiso en la República Dominicana. G.O. No. 10628, 2011年7月22日施行

⁸ 法 618-63 Fomento Agrícola. G.O. No. 8740-bis, 1963年2月16日施行

- ・手続きの詳細は「民事訴訟法」(Código de Procedimiento Civil)第 673 条以下に規定されている。
- ④強制執行措置は裁判所による債務者の債務不履行宣言を予め求めなくても、債権者により請求することが可能。
- ⑤いずれの手続きも民事商業控訴裁判所(地裁相当)において扱われ、執行手続きには裁判官が当たる。
- ⑥債権者は司法手続きを踏まずに担保資産を没収することを禁じられている。

(b) 担保が有効でない場合

債権者は、債務者に対する督促を行い、自発的な返済の見込みが薄いと判断し、かつ裁判費用をかけても回収する価値があると判断した場合は、裁判所に訴える。

(3) 手続きの費用、期間及び費用をまかなうに足りる回収見込額

①費用は債権及び債務者の内容が様々なため一般化できない。ただし、弁護士が成功報酬だけで行う場合は、上限として回収額の 30%という弁護士費用に関する法律(Law No. 302)がある。再委託先弁護士によれば、銀行からバルクで取得する場合は 20%程度を報酬とした例や、抵当権実行の支払命令を取る場合、一件一審当り 15~20 千 US\$、差押執行手続の場合 5 千 US\$というのが一つの目安になる。

②期間については抵当権設定の有無により下記のとおりである。

○ 抵当権が設定されている場合

- ・支払い命令が出るまで、即ちある債権者が債務者と抵当権の存在について争いがなくなるまでに 8 ヶ月~1 年程度かかり、控訴、さらには最高裁までの争いとなるとさらに 1.5 年~2 年がかかりとなる。ただし、最高裁は 25 万 US\$以上の債権額でないと受け付けない。
- ・抵当権実行のために上記のあと不動産抵当権実行手続で裁判所に抵当権実行の訴えをしてからも 6 ヶ月から 1 年かかる。

○ 抵当権が設定されていない場合

- ・一審で 1~3 年、控訴審で 6 ヶ月~1 年、最高裁まで争うと全体で 5~8 年かかることもある。

③訴訟するか判断。

- ・大手回収代行会社、TEMPLARIS では、銀行のクレジット債権などを取り扱う際にクライアントに訴訟をするか助言する目安を、法的手段に訴えるのは 5 万 RD\$を超える債権、仮差押えでの対応は 10 万 RD\$以下の債権、と定めている。なお、長期の裁判が予想される場合は、債権額 2 万 US\$以上でないと訴訟をクライアントに勧めないとのことである。
- ・弁護士が銀行などから回収を請け負う場合は、すでに銀行で回収の手が打たれ、それでも回収困難なものが対象となる。引き受けて取りかかる際には、債務者が信用調査会社のブラックリストに載っているか、どのような弁護士がついているかなどを情報収集の上で、どの程度力を入れるか決める。

(4) 担保を設定している場合としていない場合の対比

両者を対比すると下表 2-4 のとおりである。

表 2-4 担保権の有無による手続き等の対比

項目	不動産抵当権、動産担保権実行	抵当権等の設定されていない場合
1 差押え対象資産	・ 抵当権・担保権の設定されている財産	・ 債務者の資産全体
2 申請者	・ 抵当権、担保権設定者	・ 債権者
3 手続きに関係する債権者	・ 申請者のみ ・ 債務者及び他の債権者は異議申し立てによる関与に限定	・ 申請者のみ ・ 債務者は裁判における被訴人として対応
4 手続きの執行者	・ 第一審裁判所(民事商業部門)の裁判官及び特別委任された執達吏(不動産) ・ 治安判事及び執達吏(動産)	・ 第一審裁判所(民事商業部門)裁判官 ※金額が2万 RD\$未満なら治安裁判所 Juzgados de Paz y Equivalentes
5 実施状況	・ 実行例多い ・ 法的手続きは費用と時間がかかるので債務者の任意売却による例も多い	・ 実行例多い ・ 法的手続きは費用と時間がかかるので債務者の任意売却による例も多い
6 所要期間	・ 抵当権実行の場合、その確定までの裁判で1年弱～3年程度(最高裁まで)、訴えを行ってから抵当権執行の手続きで6ヶ月～1年程度 ・ TEMPLARIS 社の例ではコールセンターによる督促、ターボコール(機械による反復的電話発信)、携帯メールなどによる説得で半年程度、執達吏による通告・資産調査等で3～6ヶ月程度をかけたうえで裁判に訴えるか、あきらめるかなどを提案する	・ 裁判による場合は、一審で1～3年、二審で半年～1年、最高裁まで争えば全部で5～8年かかる可能性がある ・ 地域により裁判所の繁忙度が異なるので所要期間が変わる。サントドミンゴ一審は忙しい

項 目	不動産抵当権、動産担保権実行	抵当権等の設定されていない場合
7 費用例	<p>①事前準備 裁判に訴える前に、督促、執達吏による通告や資産調査等を行って、裁判に訴えるかを定める</p> <p>②支払い命令 弁護士報酬は成功報酬型で 回収額の 17%~30%、あるいは一審 15~20 千 US\$/件(一審)、控訴審及び最高裁でおのこの同程度、判決登記費用として債権額の 1%(命令を獲得できた場合)</p> <p>③執行 弁護士費用は 5 千 US\$/件、執達吏は自由だが相場としては一回当たり千 RD\$あるいは対象金額(債権回収額)の 1%、差押登記費用は同約 1%</p>	<p>①事前準備 裁判に訴える前に、督促、執達吏による通告や資産調査等を行って、裁判に訴えるかを定める</p> <p>②支払い命令 弁護士報酬は回収額の 20~30%、さらに着手金として債権額の 3~5%もありうる。判決登記費用として債権額の 1%(勝訴の場合)</p> <p>③執行 上記に含む</p> <p>※TEMPLARIS 社は、裁判に訴えるのは回収元本 2 万 US\$以上でないと思得策でないと考えている</p>

【抵当権等が設定されていない場合の債権回収について】

- ・クレジットカードなどがこれに該当する。
- ・延滞しているクレジットカードの回収の場合、不動産、動産のうちですでに他社の担保に入っているものからは回収できず、その残りから回収を図る。
- ・債務者と弁護士によってはあらゆる訴えを次々と繰り出してきて、最近の例でも取り掛かってから 13 年がかりというものもある。
- ・銀行の場合は、債務者の支払いが滞ってから半年~9 ヶ月を待ち、そこから法的手段を始動する。

(5) 不動産抵当権の実行手続

不動産抵当権の実行手続は、表 2-5 の手順で行われる。所要期間は、通常、債権者の抵当権の存在についての争いがなくなるまでに 8 ヶ月～1 年を要し、控訴審まで争えばさらに 1.5 年～2 年かかる。その後、下記の執行ステップで競売されるまでに 6 ヶ月～1 年は必要となる。

表 2-5 のうち、3-1 から 3-2 までは速やかに行われ、その後、支払いのない場合は約 1 ヶ月以内に債権者により競売申請が行われる。これにもとづき競売公聴会の日程(手続き上最短でも 33 日)が設定され、その競売公聴会の 8 日後期限の追加入札までで落札者が決定する。

表 2-5 不動産抵当権の実行手続

債権者	債務者	裁判所	他関係者
1-1 債務者との協議	1-2 協議対応		
2-1 第一審裁判所に対する債務者に対する抵当権確定訴訟		2-2 第一審裁判所による抵当権確定(民事商事部門)(→さらに控訴審→最高裁の場合も)	
3-1 第一審裁判所に対する債務弁済訴訟		3-2 第一審裁判所(民事商事部門)が弁護士に執達吏権限付与	
	4-2 支払命令の受領	4-1 執達吏によ支払命令の伝達 ※通知後 15 日以内に債務総額を支払うべきことが下記と共に通知される (i) 不動産担保融資契約書の写し (ii) 支払い不履行が担保不動産の法的差押えにつながることの警告 (iii) 強制執行のために債権者が選んだ債務者の住所 (iv) 担保となっており差し押さえ対象となる不動産の明示 (v) 本件が取り扱われる裁判所	
5-3 登記局へ担保不動産に対する法的差押登記※15 日経過後 5 日以内	5-1 期限内に支払わなかった場合	5-2 支払い命令が自動的に担保不動産に対する法的差し押さえとみなされる	

債権者	債務者	裁判所	他関係者
6-1 第一審裁判所に対する競売申請 ※上記登記後 10 日以内		6-2 第一審裁判所が競売公聴会日を設定	
7 全国紙などで競売公聴会告知 ※上記申請後 20 日以内に少なくとも 1 回(法 189-11 の 158 条)			
8-1 債務者、他の担保不動産所有者等に対する競売公聴会等の通知 ※競売公聴会及び強制執行の手順につき	8-2 左記通知受領		8-3 他の担保不動産所有者受領
	9-1 競売への異議申し立て ※競売公聴会 8 日前迄	9-2 第一審裁判所による異議申し立てについての判断 ※以下、競売が行われる場合	9-1 競売への異議申し立て
			10 競売への入札 ※競売公聴会 8 日後迄に、落札価格の 2 割超の金額を提示すれば追加の入札が可能。その場合入札総額の保証小切手を添える必要がある

債権者	債務者	裁判所	他関係者
11-2 落札、売却代金の受領あるいは担保不動産の受領		11-1 競売公聴会により落札者決定 ※債権総額の範囲内で落札者決定、有効な入札無い場合は担保不動産を処分あるいは債権者引渡	

(6) 司法手続きによらない担保資産没収の禁止

- ①民法(Código Civil)第 2078 条および民事訴訟法 (Código de Procedimiento Civil) 第 742 条にもとづき、没収条項(pacto comisorio)を含む契約はドミニカ共和国では厳密に禁止されており、債権者が担保権にもとづく資産を没収するためには司法当局の介入が必要である。
- ②ただし、民法第 2038 条に示されるように、債務者が任意に、現物で支払いを行うために担保資産の引渡しを行うことは、禁止されていない。

4. 債務免除に関する法令・制度

(1) 商法

(a) 概要

再委託先弁護士のインタビューを以下にまとめる。

- ①破産手続きの概要を整理すると下表 2-6 のとおりである。

すべての債権者を特定したうえで調整を図る必要があるため一般的に行われていない。

表 2-6 商法(破産編)にもとづく手続きの概要

項 目	内 容
1 差押え対象資産	債務者の資産全体 ※個人事業者の場合は最低限の生活資産を除く
2 申請者	債権者(法人及び個人事業者) 債務者(法人及び個人事業者)
3 手続きに関係する債権者	申請者に限定されずすべての債権者
4 手続きの執行者	破産管財人(Síndico de la quiebra)
5 実施状況	まれ
備考	仮に破産手続きを申請した場合、すべての債権者が関わって全資産の現金化を求める可能性が高く、債務者の生活困窮度を高めてしまう可能性が高い

- ②破産手続を定めた商法 第三編破産⁹は非常に古い法律であり、この法律にのっとって手続きを踏むことはほとんどない。なおドミニカ共和国の商法は 19 世紀初めのハイチ共和国時代にフランスから導入された。
- ③商法の対象は法人、個人商店、個人事業者であり、個人事業者と見なされるためには、単年度の事業ではなく、継続的に事業を営むことが条件となる。JICA 融資は基本的に事業目的なので、適用対象となる。
- ④差押えと債務弁済については、債務不履行があれば、商法 469 条にもとづき申請し、資産を差し押さえ、売却して債務の弁済に当てることができる。ただし、事業者以外の個人には準用されない。

(b) 生活を保証するために最低限の財産が留保される規定

商法(破産編)が適用された際に、生活を保障するために最低限の財産が留保される規定が、民事訴訟法(Código Procedimiento Civil)592 条に示されているが、その内容は「牛一頭、山羊 2 匹、使用中のベッド」など現代社会に即しておらず、実態として運用されていない。

(c) 最低限の生活を保証する生活保護制度といった形のセーフティネット

- ①ドミニカ共和国にはまだセーフティネットの概念はなく、整えようという機運がようやく出てきているところである。(再委託先弁護士)
- ②労働法(Código de Trabajo)455 条で示された通り、最低賃金制度はあり、職種に応じて現在 8,000~11,500RD\$/月である。
- ③税法(Código Tributario 法 11-92)296 条によると、所得税の非課税限度額は年間 399,923RD\$まで。その金額を超えた所得になると段階的税率が上がり、833,171RD\$以上になると、本人に対する課税 25%、企業に対する課税 3%の計 28%で固定される。
なお、税法 343 条、344 条により、付加価値税についても米、牛乳、医薬品、書籍や教育、医療金融、交通等の基礎的な財・サービスについては免税となっており、これも間接的に低所得層への税優遇の方策となっている。
- ④低所得者向けにガス費用に対する補助金(Bono Gas)、電力費用に対する補助金(Bono Luz)、あるいは教育費用に対する補助金(Bono Escolar)を支給する仕組みが、大統領令 1560-04 にもとづき、社会的補助金管理(ADESS¹⁰)により運用されている。再委託先弁護士の話では、政党所属により認定の程度が違うなどの政治性の強さも指摘されている。
- ⑤65 歳以上の高齢者のうち、極貧層に対しては、その住居、家族状況、下記年金支給額等を勘案のうえ、プリペイドカードにより資金を支給する制度が高齢者協議会(CONAPE¹¹)により運用され

⁹ Código de Comercio LIBRO TERCERO:DE LAS QUIEBRAS Y BANCARROTAS

¹⁰ Administradora de Subsidios Sociales

¹¹ Consejo de la Persona Envejeciente : 高齢者保護法 (Ley No. 352-98 Sobre Protección de la Persona Envejeciente) にもとづき設立された。

ている。これには上記④もあわせて支給される。また、お金でなく食料品、医薬品を現物支給する制度も合わせて運用されている。

⑥健康保険制度は近年導入された。

⑦失業保険制度はない。

⑧退職金、年金制度

再委託先弁護士のインタビュー回答を以下にまとめた。

- ・年金制度はチリの制度をモデルに 2001 年導入されており、積立方式、すなわち被用者本人が給与に応じて積立て、これに応じて雇用者が上乘せしておさめた年金が 65 歳以降、積立期間、(及び積立額に)応じて受給できるシステムになっている。最低積立期間は 25 年である。
- ・制度があっても国家財政が苦しいので政府が流用する可能性があると考えられている。ただし、教員(組合)のように職種により独自の年金制度を運営している例もある。

(2) 民事再生法の検討

再委託先弁護士の話をまとめると以下のようなになる。

- ・民事再生法の検討の背景は、商法が債権者の権利のみを保護していることから、債権者である銀行が厳しく回収しているため、債務者の権利保護の必要が出てきたもの。検討中の民事再生法は、米国の連邦倒産法第 11 章のようなルールであり、企業再生を対象としている。
- ・対象は商法(破産編)と同様に法人、事業者であり、被雇用者などは対象外である。

(3) 債務減免に当たっての留意事項

(a) 受贈益の認定

再委託先弁護士によると、妥当性を伴わない債務減免は、理論的には税務当局より債務者の受贈益が認定される可能性が懸念される。ただし、現実には、口頭で減免するといって債務はそのままにしておくなどの形で贈与税の負担は回避されている。

贈与税が発生するとすれば不動産の場合で、これは取得後、登記のために売買、贈与いずれかの内容を提示しなければならず、実態が明らかになってしまうからである。

さらに、自宅や別宅の処分、あるいは生活費の切りつめなどによって返済可能な金額よりもさらに低い金額に負債を圧縮した場合、理論的には贈与となるが、現実的にみて課税対象になる可能性は極めて低い、との再委託先弁護士の見解が得られた。税務当局は贈与額を捕捉することができず、仮にこのような事実を税務当局に通報されたとしてもこれを税務当局が取り上げる可能性は低いからである。受贈益が認定され課税される可能性が極めて低いことは、JICA ドミニカ共和国事務所顧問弁護士にも確認している。

(b) 他の債権者との調整

債務者が複数の借り入れ先を有している例がある。この場合、例えばある抵当権者の抵当権の抹消による債務の減免が結果的に他の抵当権者の実行につながり、債務者の負担軽減につながらない場合などがあり得る。債務者別の負担軽減策の検討に当たって留意する必要がある。

(c) その他

「自主的清算」あるいは「任意整理」ともいうべき、自発的な全資産売却による可能な範囲での債務弁済が行われる可能性はドミニカ共和国においては低いと想定される。(再委託先弁護士)

付 1) ドミニカ共和国における司法組織

Organización Judicial

Suprema Corte de Justicia

La Suprema Corte de Justicia estará integrada por no menos de dieciséis (16) Jueces, quienes deberán reunir las condiciones...

Cortes de Apelación y Equivalentes

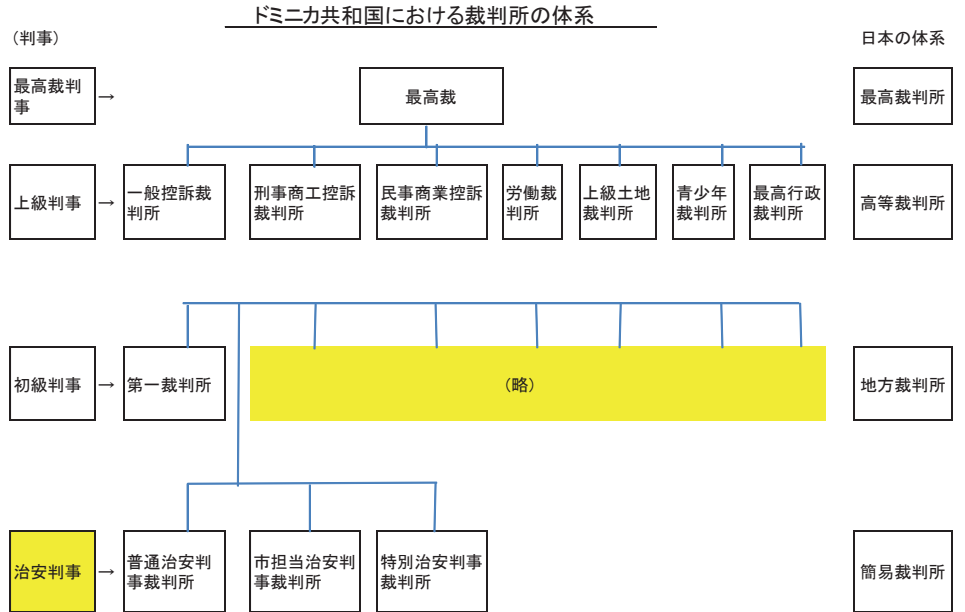
La Constitución de la República establece que habrá las Cortes de Apelación y sus equivalentes que determine la ley, así como el número de jueces que...

Juzgados de Primera Instancia y Equivalentes

Conocen en primer grado de todas las materias que no les sean atribuidas por ley a otro tribunal y los demás asuntos...

Juzgados de Paz y Equivalentes

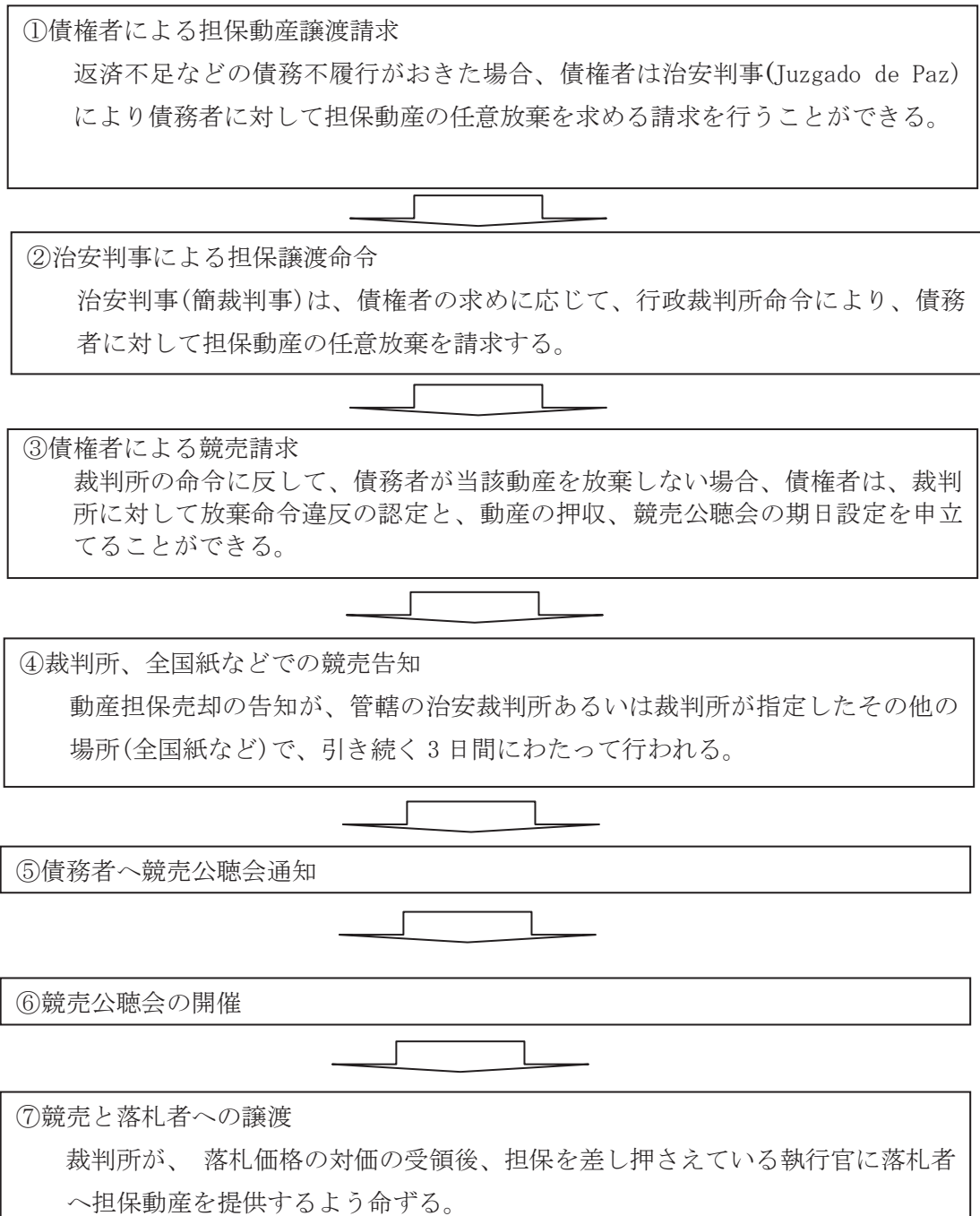
Son tribunales unipersonales y en la pirámide de la estructura judicial son los órganos jurisdiccionales de menor jerarquía. La Ley determinará el número de Juzgados de Paz y sus equivalentes...



http://www.poderjudicial.gob.do/documentos/PDF/organigrama/organigrama_judicial.pdf

付 2) 動産担保差押え請求手続き

不動産と類似の手順で行われるが、今次検討対象の JICA 債権においては経済的な価値のある動産担保はないと想定されるので詳細は省略する。



※担保権の失効

農業振興法 214 条にもとづき、債権者は、該当する債務の期日の 90 日以内に動産担保の売却を請求しない限り、動産担保に対する権利を失うことに留意する必要がある。なお「期日」とは分割払いの場合、その最終期日をいう。(再委託先弁護士)

第3章 ドミニカ共和国の金融制度 ～債権譲渡～

第3章では、再委託先弁護士、JICA ドミニカ共和国事務所顧問弁護士、債権譲渡を受けた実績のある非営利団体や銀行に行ったインタビューをもとに、ドミニカ共和国の債権譲渡に関する法律面、税務面、手続面諸規則の内容と実態を明らかにする。

1. 債権譲渡にかかる法的制約

- ①民法(Código Civil)1689 条で、個人、企業共に自由に債権譲渡可能と規定されている。したがって海外の公的機関がもつ債権を、ドミニカ共和国の民間、あるいは公的機関に譲渡することは法的に可能である。
- ②民法(Código Civil)1689 条で、以下の二つの手続が必要と示されている。
 - i) 譲渡人、譲受人が署名した債権譲渡契約書の取り交わし
 - ii) 公式な書面による債務者へ債権譲渡の通知なお、公式な書面とは、執達吏通達の証書、公証人が署名した譲渡同意書(債務者もサインしたもの)を指す。
- ③民法(Código Civil)1690 条で、債務者対抗要件は、公式な書面による債務者への債権譲渡の通知行為により具備されることが示されている。
- ④民法(Código Civil)1689 条で、強制執行など法的手続き実施中でも譲渡は自由と定められている。
また、再委託先弁護士の見解では、民法の大原則で、商業取引が禁止されているもの(例：臓器)以外は全て譲渡対象となり、債務者が死亡している場合でも債権譲渡は可能となる。

2. 債権譲渡の手続き

(1) 手続きの流れ

再委託先弁護士に確認した法制度にもとづく一般的な債権譲渡手続きの概要は図 3-1 のようになる。

このうち(a)の債権譲渡契約の締結及び(b)の債務者への通知のみが必須事項となり、第三者対抗要件を具備するためには(c)が必須となる。

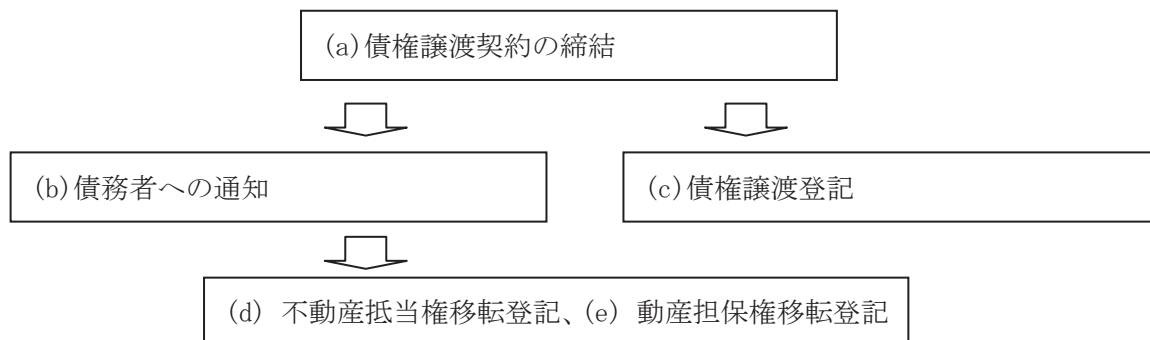


図 3-1 債権譲渡手続きの概略フロー

再委託先弁護士からの情報にもとづき、上記手続きの詳細を以下に記載する。

(a) 債権譲渡契約の締結

- ・債権譲渡契約書は私署証書(acto bajo firma privada)で良い。通常は譲渡人(債権を譲渡する法人)の弁護士または譲受人(債権を受取る法人)の弁護士のどちらかが原案を作成し、双方の弁護士が協議のうえ契約書を完成させ、その契約書に譲渡人と譲受人の双方が署名して契約締結する。公証人が双方の署名が真正であることを証明するサインを行う。
- ・債権譲渡契約書が公正証書(acto auténtico)であることは求められていないが、公正証書として債権譲渡契約書を作成する場合は、公証人の資格を持った弁護士が原案作成から双方協議し契約書を完成させるまで対応する必要がある。
なお、ドミニカ共和国における公証人は必ず弁護士であるため、公正証書を作成する際に、公証人と別に弁護士の支援を得る必要はない。

(b) 債務者への通知

通知方法としては、以下の①、②、及びそれを組み合わせた③の3つの方法がある。

① 執達吏による送達

- ・執達吏が債務者に債権譲渡が行われたことを記した証書を直接届ける。
- ・証書は必ず登記所に登記される。
- ・債権譲渡で最も使われる手段である。
- ・民法によれば、執達吏が債務者に証書を持っていく際、譲渡契約書を添付する必要はない。ただしドミニカ共和国の慣習として、譲渡通知に契約書が添付されていなかったことを理由にして支払いを拒否される等の行為を避けるために、譲渡契約書を添付する。
- ・JICA ドミニカ共和国事務所顧問弁護士によれば、契約書を添付する場合、債務者全員の氏名や契約内容を見せないようにするために、親の契約書と子の契約書を作成する。また、親の契約書には譲渡人と譲受人が債権譲渡契約に同意した内容を記載し、子の契約書には個別の融資契約内容を記載することで対応できる。(親の契約書の雛形は参考1を参照。)
- ・執達吏送達のメリットは、債務者と直接協議を行う必要がないため、遠隔地に行く必要がないこと、債務者が債権譲渡に同意する必要がないこと、加えて後述するように、債務者が住所不明であっても、通知した実績が担保されることである。
- ・デメリットは、執達吏送達を受け取る相手が、非常にマイナスの印象を受けることである。理由は主に3つある。一つは裁判所からの通知、宝くじの当選など、通常的生活では縁がない通知に使われるため周囲の関心を引くこと。二つ目は、通達に使われる証書が、誰でも読める状態(封をされていない)であり、かつ本人が不在の場合に隣人に渡されてしまうため、周囲に通知内容が知れ渡ってしまうこと(ただし、執達吏に通達を依頼する際に、証書を他人に渡さないように指示することで、隣人に渡されることは回避できる。)。三つ目に、地方の小さいコミュニティでは親戚や友人が執達吏をしている場合があることがあげられる。また、実際に、債権回収を行うサービスーTEMPLARISは、執達吏送達を活用して支払の督促の圧力を強めると述べており、執達吏通達により債務者にプレッシャーがかかると考えられ

る。(執達吏が用いる証書は参考2として添付する。)

【執達吏による送達の実行が必要な場合】

- ・債務者の住所が不明の場合及び債務者が死亡し相続人が不明な場合

執達吏送達では、債務者の住所が不明な場合は、民事訴訟法(Código de Procedimiento Civil)67条にもとづき、債務者に通知するあらゆる努力を行った後で、債務者の届出住所を管轄する第一審裁判所で証書を掲示すれば、債務者への通知義務を果たしたことになる。債務者が死亡し相続人が不明の場合も、相続人を特定する努力をすることは求められるが、結果として上記手続きをとることで、債務者への通知義務を果たしたことになる。

- ・抵当権移転登記を行う場合

国会決議第21-0313において抵当権の修正登記について規定されているが、その条文で、執達吏送達による通知が必要とされており、抵当権の譲渡の登記では必須となる。

- ・債務者が海外にいる場合

ドミニカ共和国外にいる債務者に対しては、民事訴訟法(Código de Procedimiento Civil)69条で、外務省に届け出た後、債務者の住所が一番近い領事が債務者に届けるという通知方法が定められている。仮に債務者の住所が不明の場合は、検察庁に最後に届け出られた住所に送ったが見つからなかった旨を伝えれば、債権譲渡の通知を行ったと見なされる。

②債権譲渡通知書

- ・譲渡人が譲受人に債権譲渡した旨を記した通知書を譲渡人、または譲受人が作成し、これを公証人の立ち会いの下で、債務者が受領の署名を行う。債務者の参集する場を設定しなければ効率が悪いので、複数の債務者が参加し、説明を受け同意の署名を行う場に設定することが必要である。
- ・メリットは、債務者と直接話をするすることで、譲渡交渉が円滑になることである。
- ・債務者が通知書にサインをすることは、債務者との話し合いが円滑に進んでいることが前提条件となる。

③ ①と②を組み合わせた方法

- ・債務者が参集する場で譲渡人または譲受人が説明し、その場で執達吏が債務者に証書を渡す方式。
- ・メリットは、直接話をするすることで譲渡交渉が円滑になること、執達吏が効率的に債務者に通達できるため、執達吏の使うコストが安くなる可能性があること、そして執達吏が家を訪問しないので、債務者が余計な気を遣わなくて済むことである。
- ・この方法は、執達吏送達を使用したことになり、①で触れた執達吏送達が必須の場合でも条件を満たす。

(c) 債権譲渡登記

- ①債権譲渡は債務者に通知された時点で完了しており、債権譲渡登記は民法で定められた義務ではない。譲渡登記を行うことの意義は、第三者対抗要件を備えることにある。したがって、譲渡人が複数の者に同じ債権を譲渡しない限り、譲渡登記の必要はない。
- ②債権譲渡登記を行う場合は、次のような手続きとなる。
 - 特別区戸籍簿および抵当権登記所¹²への登記
 - 必要書類は債権譲渡契約書原本と写しが4部
 - 債権譲渡登記の証明書は、通常同日付で交付される

(d) 不動産抵当権移転登記

- ①国会決議 (No. 21-0313) にもとづき、地域の裁判所の管轄である登記事務所 (Oficina de registro de Títulos) で不動産抵当権の修正登記を行う。
- ②不動産抵当権移転登記は法的に必須ではない。
- ③不動産抵当権の修正登記時に必要な書類は以下である。
 - 登記申請書
 - 債権者登録証明書
 - 民法 1690 条にもとづく執達吏送達に使用した証書の原本
 - 譲受人の身分証明書の写し、または国税庁発行の納税証明書、または付加価値税登録番号
 - 申請書に署名した人の委任状
 - 当該申請書に署名した申請者の身分証明書もしくはパスポート等代替できる証明書の写し

(e) 動産担保権移転登記

- ①動産は、簡易裁判所で登記を行う。
- ②動産の登記には簡易裁判所判事宛の申請書に、以下の補助文書を添えて提出する。
 - 当該譲渡契約書の原本とその写し
 - 登記され、譲渡の対象となる動産担保譲渡承諾書(債務者と債権者の間で取り交わした承諾書)
 - 民法 1690 条にもとづいた債務者へ通知したことが証明できる証書の写し
 - 当該動産登記書の写し
 - 動産所有者の身分証明書の写し
 - 当該申請書に署名した申請者の身分証明書もしくはパスポートなど代替できる証明書の写し

(2) 譲渡契約・手続きに関わる特記事項

- ①再委託先弁護士の見解では、譲渡人の同意なしに譲受人が他に譲渡できないようにするには、「譲渡人の同意なしに債権を再譲渡できない」と譲渡契約書に記載することで、制限できる。

¹² Dirección de Registro Civil y Conservaduría de Hipotecas del Distrito Nacional

- ②ドミニカ共和国では、個人データ保護に関する第 172-13 法があるが、差別防止が目的である。したがって、人種または民族、政治的見解、宗教、性別、哲学または道徳に関する選好、組合への加入、健康状態に関する情報は保護対象になるが、逆に、氏名、職業、職歴、学歴、住所、個人 ID 番号(cédula)、電話番号は保護対象とみなされていない。
- 再委託先弁護士の見解では、譲受人が個人情報 を債権管理以外の目的に使用させないためには、「債権管理回収以外に個人情報を利用することを禁ずる」旨を譲渡契約書に記載すれば良い。
- ③抵当権移転登記は、再委託先弁護士、JICA ドミニカ共和国事務所顧問弁護士共に法律上必須ではないと見解を述べている。ただし、再委託先弁護士は、債権登記をされていないと、係争の種にされる恐れがあるので、移転登記を進めておくべきだとの意見であった。再委託先弁護士の話で挙げた係争の例としては、債務者が新たな借り入れを行い、その担保として既に抵当権の設定が行われている土地に新たな抵当権を設定し、その後新たな債権者が抵当権実行をする際に、抵当権の名義が変わっていないことを理由に譲渡人から債権譲渡を受けた譲受人の抵当権の無効を訴える例を確認した。

(3) 譲渡手続きにかかる期間

インタビューを行った非営利団体の FONDESA の見解では、譲渡の交渉を始めてから譲渡契約が成立するまで、90 日以内とのことであった。

3. 譲渡手続きにかかる費用

(1) 制度上必要な費用

(a) 登記にかかる費用

i) 債権譲渡登記

譲渡登記時に、登記書類、申請等にかかる全体の経費は、一般的に譲渡額の約 1%となる。詳細は次の通りとなる。

- ・ 納税領収書代：200 RD\$
- ・ 印紙税 : 元本が額面 25,600RD\$を超えた場合、額面 1,000RD\$ごとに印紙税 7 RD\$
追加印紙税が上記印紙税の 12%
- (例) 額面 100,000RD\$の場合
 最初の印紙税 $100,000 / 1,000 \times 7 = 700\text{RD}\$$
 追加印紙税 $700 \times 12\% = 84\text{RD}\$$
- ・ 法令 2334 にもとづき、寄付に関しても同様の経費がかかる。

ii) 不動産抵当権移転登記

不動産抵当権移転登記にかかる費用の詳細は以下の通り。

- ・ 印紙税代 30.00RD\$
- ・ 納税領収書代 10.00RD\$
- ・ 各公文書に添付する納税領収書代 10.00RD\$

- ・ 処理手数料 500.00RD\$

なお、抵当権登記時に融資元本額の2%の従価税がかかるが、移転登記の際にはかからない。

iii) 動産担保権移転登記

動産担保権移転登記にかかる費用の詳細は以下の通り。

- ・ 印紙税代 150RD\$ (30RD\$印紙×5枚)
- ・ 納税領収書代 25RD\$

動産の登記にかかる経費の総額は1件当たり175RD\$となる。

登記にかかる費用を以下にまとめる。(表3-1参照)

登記費用合計額 = 債権譲渡元本額の1% + (550RD\$ + 175RD\$) × 譲渡件数

表3-1 各種登記にかかる費用

	債権譲渡登記	不動産抵当権移転登記 (1件当たり)	動産担保権移転登記 (1件当たり)
納税領収書代	200RD\$	20RD\$	25RD\$
印紙税	1,000RD\$ごとに7RD\$ +上記金額の12%	30RD\$	150RD\$
手数料	—	500RD\$	—
合計	債権譲渡元本額の約1%	550RD\$	175RD\$

(b) 通知にかかる費用

通知費用合計額 = (1,000RD\$ + 200RD\$) × 譲渡件数 ※全て執達吏通達を活用した場合

i) 執達吏による送達

費用の相場は、執達吏に払う報酬が一通 1,000RD\$。その他に事務費用として 200~300RD\$がかかる。証書の登記費用は、事務費用に含まれる。再委託先弁護士の話では、ドミニカ共和国外の居住者に対する通知費用も概ね変わらない。

ii) 債権譲渡通知書

公証人に支払う手数料として、一通 1,000RD\$程度。

(2) 弁護士に依頼した場合の一般的な費用

- ・ 弁護士の報酬額は、弁護士法により債務元本の 1%~5%と定められている。
- ・ 再委託先弁護士の話では、一般的な相場は、弁護士の報酬として支払うのが債務元本額の 1%~1.5%。それとは別に費用として 1%かかる。
- ・ 再委託先弁護士によれば、公正証書化するために公証人を活用した場合は、公証人でもある弁護士への報酬は少し上がるが、それでも弁護士法で定めた上限の 5%よりはるかに少なく、2~3%程度である。

4 債権の評価方法

(1) 債権評価の必要性

営利団体が債権譲渡を受ける場合、その団体は税務署に債権評価額が適正であることを説明できるようにしておく必要がある。その理由は、債権評価額が不当に安いと判断されると、贈与を受けたと見なされるためである。また、営利団体である株式会社の場合、一般的に不当に高い価格で購入すれば、取締役が株主から責任を追及される可能性がある。

一方、非営利団体でも、B/S に債権評価額を計上する必要があるが、対外的に説明を求められるケースは少ないと想定される。監査を非営利団体も受けるが、監査の目的は適正に会計処理が行われているかを精査することであり、評価の正確性には触れられることは少ないと想定される。

(2) 債権評価の方法

(a) 債権評価に必要な情報

ヒアリングを実施した Banco Ademi によれば、譲受人が譲渡人から得るべき情報は以下の通りである。

- ① 個人のプロフィール：名前、住所、個人なら選挙 ID か法人なら NRC(納税者番号)
- ② 融資額
- ③ 残高、延滞金利、(あれば返済履歴)
- ④ 残返済期間
- ⑤ 延滞日数
- ⑥ 担保：登記番号か登記簿謄本のコピー

⑦債務者に対して法的手続きをしている場合は、関連書類したがって、譲渡人は譲受人に上記情報を提示することが一般的に必要なである。

(b) 債権評価にかかる期間

Banco Ademi では、リスク分析等の債権評価を債務者一人一人個別に行う。その期間は例えば 100 人の債務者がいる場合、早くて 1 ヶ月程度とのことであった。

5. 債権譲渡時にかかる税金

(1) 贈与税

贈与税は、現地の税務当局が認定した債権評価額と債権購入額の差額が贈与とみなされ、課税される。無償譲渡では現地の税務当局が認定する債権評価額が課税対象となる。

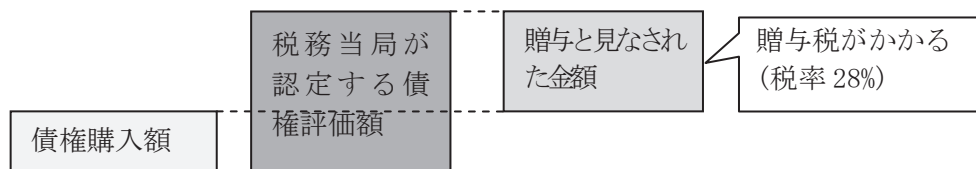


図 3-2 キャピタルゲインに贈与税がかかる概念

(2) 非営利団体に対する課税

法第 122-05 の 50 条により、ドミニカ共和国に公式に設立された非営利団体の収入、寄付に対しては、様々な租税控除が認められている。このため、贈与と見なされた場合においても、贈与税は免除される。

(3) その他の税金

付加価値税は、債権譲渡にかからない。

6. 債権譲渡を受け管理、回収、融資が可能な団体

一般的に、債権譲渡を受けた実績及びドミニカ共和国全体をカバーする回収組織があり、小口金融を営む団体であれば、債権譲受後の債権管理、債権回収及び特定社会へ融資を適切に実施できると考えられる。

ドミニカ共和国においてこれらのポイントを満たす団体としては、次の二つが挙げられる。

(i) マイクロクレジットを行っている非営利団体

(ii) 民間銀行 (但し、一般的に民間銀行は回収金を収入とする場合が多いと考えられる。)

以下にそれぞれの特徴をポイント別に簡潔にまとめる。

(i) マイクロクレジットを行っている非営利団体

① 融資先の生活支援が目的であり、強制執行を行い回収するより、債務者の収支を改善して回収

することを重視している。

- ②債権譲渡を受けた実績のある非営利団体が存在する。
- ③地方に強いという特色はあるものの、全国をカバーする団体も複数存在する。
- ④小口金融を実施している。

(ii)民間銀行

- ①強制執行を最終手段として執るものの、督促等の手段を用いて回収に注力している。
- ②債権譲渡を受けた実績はある。
- ③ドミニカ共和国の都市、地方それぞれをカバーしている。
- ④小口金融に注力をしている銀行は大手も含め複数ある。

(i)マイクロクレジットを行っている非営利団体、(ii)民間銀行それぞれ代表的なものにインタビューを行った。以下の表 3-2 にその内容を取りまとめる。

表 3-2 インタビュー先の概要

団体の種類	(i)マイクロクレジットを行っている 非営利団体	(ii)銀行
団体名	FONDESA	Banco Ademi
譲渡方法	無償譲渡	有償譲渡
特色	「顧客のそばに」が最も重要なノウハウであり、地域のことを知りつくしたエージェントが活動することで、延滞率 2%以下の回収率を支えている。	地方の融資に力を注いでおり、特に農業セクターでは、技術相談に乗り生産効率を高め、結果として返済をきちんと行ってもらえるようにしている。
体制	拠点数は 51 か所。地域に根を張るエージェントが 400 人おり、ドミニカ共和国全土に、特に地方に人員を配置している。	支店は全国に 65 か所。300 人のアドバイザーが地方も含め配置されている。
強制執行に対するスタンス	強制執行に至ることは稀。 支払いが遅延している債務者には、同じ町に住むエージェントが電話や面談により回収を促す。 ただし 90 日以上支払いが遅れた先は約束手形を取り付け、督促を強める。	法的手続きは金も時間もかかるため、極力その前に回収するようにしている。 支払いが遅れてから 90 日以内であればソフトに督促を行い、その後は督促を強める。
債権譲渡実績	過去に 4, 5 件あり。	あり。(件数不明)
特定の社会への資金の還元	回収した資金の用途を、特定の社会の人への融資に限定することができる。 またその資金を区分経理し、状況を報告させることもできる。	回収した資金を担保として考え、その担保額を上限に、特定の社会の人への融資を行う銀行も存在する。

懸念事項		<p>○銀行法により、融資契約書に約束手形(PAGARÉ)を付ける必要がある。今のJICAの融資契約はCONTRATOのため、譲渡時あるいは譲渡後にPAGARÉをBanco Ademiと結ぶ必要があるため、債務者が譲渡に納得するハードルが高くなる。</p> <p>※PAGARÉは裁判所に申請をすれば即差押えができるため、債務者にとっては負担感がある。</p> <p>○Banco Ademiの内規では、75歳以上の債務者の債権は譲渡を受けられない。理由は、高齢者には生命保険をかけて融資を行うことで、死亡リスクを回避しているため。したがって生命保険が新規に掛けられない75歳以上は対象外となる。</p> <p>他の銀行でも、同様な制約がないか懸念される。</p>
------	--	--

CONTRATO DE CESION DE CREDITO

ENTRE:

De una parte, la sociedad de comercio [REDACTED], organizada de acuerdo con las leyes de la República, con su asiento social principal en esta ciudad, en [REDACTED] debidamente representada por su Presidente SR. [REDACTED] Ingeniero de profesión, dominicano, mayor de edad, casado, titular de la cédula de identidad personal y electora número [REDACTED] quien en lo adelante del presente contrato se denominará como “**Los Cedentes**” o por su nombre completo.

De otra parte, el señor, [REDACTED] dominicano, mayor de edad, casado, abogado de los tribunales de la República Dominicana portador de la cédula de identidad y electoral [REDACTED] domiciliado en la ciudad de Santo Domingo, D.N., quien en lo que sigue del presente contrato se denominará **La Cesionaria**, o por su nombre completo.

POR CUANTO: En fecha quince (15) de septiembre del año dos mil nueve [REDACTED] **Los Cedentes** suscribieron un Contrato de Opción a Compra del [REDACTED] ubicado en el [REDACTED] con el señor [REDACTED], donde este último hizo formal reconocimiento de deuda y se comprometieron a pagar a **Los Cedentes**, la suma de [REDACTED] mil pesos dominicanos (RD\$ [REDACTED]).

POR CUANTO: **Los Cedentes** han propuesto a **La Cesionaria** ceder totalmente el crédito que tiene frente al señor [REDACTED] hasta la suma precedentemente indicada, por su precio que será estipulado en lo adelante del presente contrato, a fin, de que el señor [REDACTED] pague en manos de **La Cesionaria**, las sumas adecuadas bajo los términos y condiciones estipulados en este contrato.

POR CUANTO: A que **La Cesionaria** acepta conforme la cesión propuesta por **Los Cedentes**, razón por la cual han decidido suscribir el presente contrato.

POR TANTO, y en el entendido de que este preámbulo forma parte interesante del presente contrato, las partes libres y voluntariamente.

HAN CONVENIDO Y PACTADO LO SIGUIENTE:

Artículo Primero (1ro): Objeto Del Acuerdo.-

Por medio de este contrato, **Los Cedentes** ceden y transfieren a **La Cesionaria**, quien acepta, con todas las garantías de ley, los derechos de crédito que posee frente al señor [REDACTED], según lo establecido en el Contrato de Opción a Compra del [REDACTED] del Centro Comercial Malecón Center, de fecha [REDACTED], por un monto de [REDACTED] (RD\$ [REDACTED]), mas los accesorios establecidos en ese mismo documento.

Artículo Segundo (2do.): Extensión De La Presente Cesión.

Los Cedentes, Transfieren a favor de **La Cesionaria**, no solamente el monto del crédito contemplado en este contrato, sino y, además, todas las prerrogativas, derechos y acciones que le puedan y correspondan en virtud de que lo que establece en el Contrato de Opción a Compra del [REDACTED] del [REDACTED] de fecha [REDACTED] de [REDACTED] del año dos mil nueve (2009), suscrito entre **Los Cedentes** y el señor [REDACTED].

Artículo Tercero (3ro): Precio.-

Los Cedentes y La Cesionaria, declaran y reconocen que el precio de la presente Cesión asciende a la suma de [REDACTED] (RD\$ [REDACTED]), como consecuencia del último pago del acuerdo de pago suscrito entre las partes en el contrato de opción de compra y que se desglosa de la manera siguiente:

- a) A la firma del contrato de venta de inmueble, la suma de RD\$ [REDACTED] ([REDACTED] Pesos con 00/100)
- b) La suma de RD\$ [REDACTED] ([REDACTED] 00/100) en obras de artes.
- c) La suma de RD\$ [REDACTED] ([REDACTED]) a la entrega del certificado de título; para financiar con cualquier institución bancaria del país.-

El precio de cesión **Los Cedentes**, declaran haber recibido satisfactoriamente y que mediante la firma del presente documento otorgan total y absoluto descargo a **La Cesionaria**, por dicho pago efectuado.

Artículo Cuarto (4to.): Notificación De La Cesión.-

La Cesionaria deberá hacer la correspondiente notificación, al señor [REDACTED] de la presente cesión de crédito, a fin de dar cumplimiento a las formalidades exigidas por el artículo 1690 del Código Civil de la República Dominicana, de modo que la presente cesión sea oponible a cualquier tercero.

Artículo Quinto (5to.): Devolución De Cesión.-

Las partes acuerdan que la presente cesión de crédito no impide que en el futuro, y su las partes así lo acuerdan, **La Cesionaria**, transfiera de vuelta a **Los Cedentes** el crédito objeto de este contrato en capital e intereses.

Artículo Sexto (6to.): Garantías Otorgadas Por Los Cedentes.-

Los Cedentes garantizan a **La Cesionaria** la legitimidad y existencia del crédito cedido y su causa a la firma de este contrato, así como de la solvencia actual y futura del señor el señor [REDACTED] y su capacidad para honrar el pago de la totalidad del crédito cedido, en capital, intereses y accesorios, razón por la cual **Los Cedentes** se mantendrán siendo responsables de los montos cedidos, hasta su completo pago por parte del señor el señor [REDACTED].

Artículo Séptimo (7mo.): Nulidad De Cláusulas.-

Si cualquier cláusula o disposición de este contrato o la aplicación de la misma resulte inválida o inejecutable, esto no afectará las demás cláusulas de este acuerdo, las cuales se ejecutaran en la forma que corresponda y hasta donde sea permitido legalmente.

Artículo Octavo (8vo.): Ley Aplicable.-

Para todos los fines y consecuencias del presente contrato, las partes eligen domicilio en sus respectivas direcciones indicadas en la primera página de este contrato.

Artículo Noveno (9no.): Elección De Domicilio.-

Para todos los fines y consecuencias del presente contrato, las partes eligen domicilio en sus respectivas direcciones indicadas en la primera página de este contrato.

Artículo Décimo (10mo.): Derecho Común.-

El presente contrato estará regido por el derecho común de la República Dominicana, el cual regirá a un título supletorio las relaciones entre las partes Hecho y firmado en tres originales de un mismo tenor y efecto, uno para cada una de las partes con intereses distintos, en la ciudad de Santo Domingo, a [redacted] días del mes de [redacted] del año [redacted]

Los Cedentes

[redacted]
[redacted]

Por La Cesionaria:

[redacted]

Yo, [redacted], Certifico Y Doy Fe: Que por ante mi comparecieron los Señores [redacted] y [redacted] cuyas generales están descritas, quienes me han declarado que las firmas aquí escritas fueron puestas libre y voluntariamente por ellos en este acto y es la misma que utilizan en todos los actos de sus vidas. En la ciudad de Santo Domingo, Capital de la República Dominicana, a los [redacted] días del mes de [redacted] del año [redacted]).

Notario Público.-

NOTIFICACIÓN DE CESIÓN DE CRÉDITO

ACTO NO. _____

En la ciudad de Santo Domingo, Distrito Nacional, capital de la República Dominicana, a los _____ () días del mes de _____ del año dos mil quince (2015).

ACTUANDO A REQUERIMIENTO de _____, sociedad comercial organizada y existente de conformidad con las leyes de _____, provista del Registro Nacional de Contribuyentes (RNC) No. _____ y matriculada en el Registro Mercantil de la Cámara de Comercio y Producción de Santo Domingo, Inc., con el número _____ con domicilio en la Republica Dominicana ubicado en _____, debidamente presentada por _____, de nacionalidad _____, mayor de edad, portador [de la Cédula de Identidad y Electoral][del Pasaporte] No. _____, domiciliado y residente en la ciudad de Santo Domingo, República Dominicana; entidad que tiene como abogados constituidos y apoderados especiales a los Licenciados _____ y _____, dominicanos, mayores de edad, soltero el primero, casado el segundo, provistos de las Cédulas de Identidad y Electorales Nos. _____ y _____, respectivamente, domiciliados y residentes en la ciudad de Santo Domingo de Guzmán, Distrito Nacional, Capital de la República Dominicana, con estudio profesional abierto en común en la Oficina de Abogados _____, _____ sita en el _____ del Edificio _____, el cual está marcado con el número _____ en _____ de la Ciudad de Santo Domingo de Guzmán, Distrito Nacional, Capital de la República Dominicana, lugar donde mi requeriente ha hecho formal elección de domicilio, para todos los fines y consecuencias legales del presente acto.

YO, _____, Alguacil de Estrados de _____ del Distrito Nacional, portadora de la Cédula de Identidad y Electoral número _____, con mi domicilio y residencia en _____, de esta ciudad de Santo Domingo de Guzmán, Distrito Nacional, Capital de la República

Dominicana, debidamente nombrada, recibida y juramentada para el regular ejercicio de los actos propios de mi ministerio;

EXPRESAMENTE y en virtud del anterior requerimiento, me he trasladado dentro de esta ciudad a _____, lugar donde tiene su domicilio el señor _____, y una vez allí, hablando personalmente con _____, quien me dijo ser _____ de mi requerido y ser persona con calidad para recibir actos de esta naturaleza, según sus propias declaraciones, de lo cual doy fe.

LE HE NOTIFICADO a mi requerido, el señor _____, copia del contrato de cesión de crédito suscrito en fecha _____ (___) de _____ del año dos mil quince (2015), entre _____ y mi requeriente, _____, en virtud del cual la primera, cede y transfiere con todas las garantías de derecho en principal y accesorio a la segunda el crédito derivado del Contrato de Préstamo que suscribiera con mi requerido _____, en fecha _____ (___) de _____ del año _____ (____), esto es, [breve descripción de la naturaleza del crédito].

En consecuencia, con la presente notificación, mi requeriente, _____, está dando cumplimiento a las disposiciones contenidas en el Artículo 1690 del Código Civil de la Republica Dominicana, por lo que le **ADVIERTE** a mi requerido, el señor _____, que a partir de la presente notificación los pagos mensuales derivados del Contrato de Préstamo previamente citado deberá efectuarlo en manos de mi requeriente en el domicilio más arriba indicado, sito en _____, Santo Domingo de Guzmán, Distrito Nacional, Capital de la República Dominicana.

BAJO TODA CLASE DE RESERVAS DE DERECHOS Y ACCIONES

Y para que mi requerido, el señor _____, no pretenda alegar ignorancia, así se lo he notificado, declarado y advertido, dejándole en manos de la persona con quien dije haber hablado en el lugar de mi traslado, copia fiel y conforme al original del presente acto, el cual consta de _____ (___) fojas correspondientes al Contrato de Cesión de Crédito de fecha _____ (___) de _____ del año _____ (_____), y tres (3) fojas correspondientes al presente acto, todas las cuales se encuentran debidamente selladas, firmadas y rubricadas por mi, Alguacil infrascrito que **CERTIFICO Y DOY FE.**
Costo. RD\$ _____

EL ALGUACIL

第4章 ドミニカ共和国の金融制度 ～債権管理（回収）～

第4章では、債権回収にかかる諸規則や回収の実態、および回収事業を進めるための要件を明らかにする。具体的には、再委託先弁護士やマイクロクレジットを行っている非営利団体、さらには回収代行サービスを行っている事業者インタビューを行った。

1. 債権管理（回収）に関する諸規則、慣習

- ①再委託先弁護士の見解では、民法の大原則にもとづきどのような法人格でも回収はできる。
- ②債権回収には、消費者保護の観点から消費者監視機関(Pro Consumidor)が設けた規制（例えば債権回収のための電話の頻度や時間が妥当であること）があるが、それ以外の規制はかからない。

2. 債権管理（回収）に関する法人情報

(1) 債権回収代行業務を行う団体

債権回収代行業務を行う団体としては、サービサー、銀行、非営利団体、信託取扱機関が考えられるが、以下の理由により、非営利団体、信託取扱機関は調査対象外とする。

非営利団体：債権回収代行業務を引き受ける可能性はあるものの、単なる取り立て屋では非営利団体の理念と合致しないことと、自団体以外の人に回収方針、回収方法について意見されることを望まないことから、当該可能性は低いと考えられる。

信託取扱機関：法律が制定されたばかりで実例が無い。

税務当局が関心を強く寄せる可能性があり、また裁判でも事例が無いため時間がかかる恐れがあり、現時点では引き受け手はいないと考えられる。

(2) インタビュー先の回収業務について

サービサー、銀行について、代表的な企業として TEMPLARIS(サービサー)、Banco Ademi(銀行)にインタビューを行った。

インタビュー内容の概要は、表 4-1 にまとめた。

表 4-1 回収代行企業のインタビュー結果の概要

候補事業者	(a) サービスー	(b) 銀行
概要	債権管理を専門に行う事業会社	債権管理サービスを行う銀行
インタビュー企業	TEMPLARIS	Banco Ademi
サービス範囲	①会計業務※ ②回収代行 ③督促 ④強制執行 ※会計業務は交渉により行う場合あり	①会計業務 ②回収代行 ③督促 ※強制執行は弁護士に依頼する
回収方針の反映	債権者の意向により強制執行から督促まで対応できる	債権者の回収方針にしたがった回収もできる
回収にかかる費用	①会計業務 別途相談 ②回収代行(電話による) (~100人) 500US\$/月 (100人~300人) 850US\$/月 ③督促(説得回収) 100US\$/人 ④法的手続きを実施 回収額の30%	①会計業務 回収額の3%(実績にもとづく) ②回収代行、③督促 回収率が高ければ従量制 回収率が低い場合は、業務別に別途相談

3. 債権管理（回収）にかかる税金

(1) 利子税

- ・債権者が回収した資金のうち、利子に該当する金額に対して 10%課税され、債権者は納税しなければならない。
- ・利子で得た収益と他の事業で得た収益は分離課税されるため、利子は法人税の課税対象にならない。
- ・遅延損害金は、税法 306 条により利子税の対象となる。

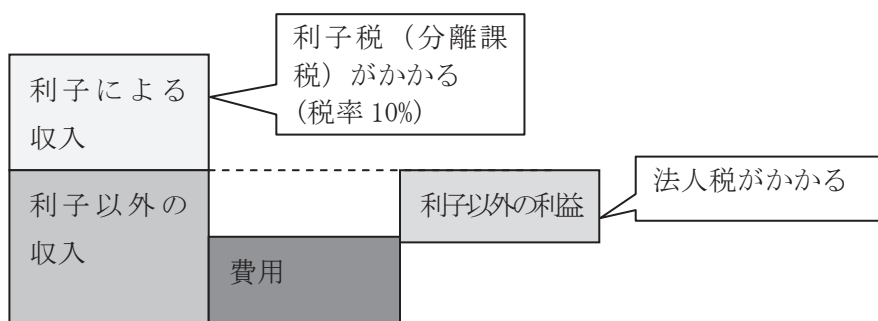


図 4-1 利子税の概念

(2) キャピタルゲインに対する法人税

譲渡された債権評価額を超えて回収された元本に対しては、法人税がかかる。

例) 額面額 100 万 RD\$ の債権を 10 万 RD\$ で購入した場合、譲受人は 100 万 RD\$ を請求する権利を持つ。仮に譲受人が 15 万 RD\$ の回収ができた場合、B/S には購入額である 10 万 RD\$ のみ計上されており、差額の 5 万 RD\$ はキャピタルゲインであり、この 5 万 RD\$ に法人税が課税される。

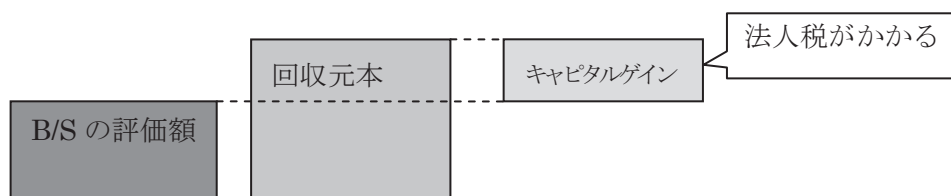


図 4-2 キャピタルゲインにかかる法人税の概念

(3) 非営利団体に対する課税

① 控除の範囲

非営利団体には、利子税、法人税は課税されない。

② 債権譲渡を受け回収する団体が非営利団体と認定される条件

再委託先弁護士の見解では、債権回収を行うだけでは、非営利団体として認定されない可能性がある。非営利団体として認定されるための条件は、第 5 章に記載する。

4. 債権回収で敗訴する要因

再委託先弁護士の説明では、「債務の存在を認めない」、「融資契約を結んだ時に正しい説明をされていない」、「判事は被告に愛人を紹介されている」など、相手方弁護団は、債務者の主張を立証する能力に関係なく、裁判所に対し、あらゆる種類の主張および引き延ばし戦術を実行することが可能である。ただし債権者側が敗訴する理由は、(i) 支払うべき金額の弁済期が到来していない場合、または(ii) 支払うべき金額が既に支払い済みの場合の二つに限られる。

5. 回収業務遂行のための要件

(1) 回収業務の概要

譲受人の債権管理業務は、主に以下 2 種類ある。

通常業務

- ・ 入金確認や残高管理等の会計業務
- ・ 現金回収等の回収業務

債務不履行時の対応

- ・ 督促と遅延損害金の計算・請求など延滞対応
- ・ 代位弁済を実施する法的手続き業務

業務負荷や業務に必要とされる知識・スキルは、通常業務は低く、債務不履行時の対応は高い。

(2) 債権管理業務の体制

マイクロクレジットを行っている団体の、債権管理、特に回収業務の体制を事例別にまとめると表 4-2 の通りとなる。

表 4-2 各団体の回収事業の体制

団体名	FONDESA (非営利団体)	MUDE (非営利団体)	FUTURO (非営利団体)	Banco Ademi (銀行)
債務者数	約 70,000 人	約 2,400 人	約 900 人	約 157,000 人
延滞率	2%以下 貸倒率 0.3%	貸倒率は 3~5%	10% 貸倒率は 2%	不明
全体人員	700 人	27 人	11 人	1,191 人
債権管理業務に従事する人数	現場担当 400 人 他に支店業務で 200 人	23 人	8 人	現場担当 300 人 他に債権回収部門に人員がいる
金融事業のうち債権管理業務の割合	30%	50%	(50%) ※1	現場担当の業務の大半は新規融資であり、債権管理業務の割合は少ない
回収業務人工数 ※2	180 人工	11.5 人工	(4 人工) ※1	(約 150 人工) ※1
債務者 100 人当たり人工数	0.3 人工	0.5 人工	0.9 人工	(0.1 人工) ※1

※1 括弧書きの意味：事業者へのヒアリングをもとに、推測した数字

※2 人工とは：その仕事に要する作業量を、作業員一人の労働量を基礎に出したもの。仕事に必要な延べ人数。

上記事例から以下の点が見えてくる。

○事業規模が大きく、現場担当が多い FONDESA、Banco Ademi は、債務者 100 人当たりの回収業務にかかる人工数が少ない。回収業務では、スケールメリットが効く。

第5章 回収金を活用した日系社会支援事業

第5章では、回収した資金を活用してドミニカ共和国の日系社会に裨益する社会支援事業を行うことを想定し、これまで日系社会からニーズとして出ていた、日系人向け融資、および高齢者福祉について、今後の検討に資する基礎的調査を行う。なお融資事業については、協同組合の監督機関である IDECOOP や協同組合の連合組織、あるいはマイクロクレジットを実施している非営利団体へインタビューを行った。また、高齢者福祉事業については、本年度より新たな監督機関となった CONAPE へのインタビューや JICA の調査資料およびパラグアイ日本人連合会の調査資料をもとにとりまとめた。

5.1 日系社会の現状

1. 日系団体の概要

- ①日系団体は表 5-1 のように、ドミニカ日系人協会と日・ド友の会の二つがある。
- ②両団体ともに設立後、非営利団体法にもとづく非営利団体としての設立許可を得ている。
- ③日系家族数は計約 160。下記 2 団体に参加していない世帯が 7-8 世帯ある。(ドミニカ日系人協会ヒアリングによる)

表 5-1 日系団体の概要

名称	ドミニカ日系人協会 Asociación Nacional de Japoneses. Inc	日・ド友の会 Asociación de FRATERNIDAD DOMINICO-JAPONESA. Inc
設立	1996年7月14日 設立総会	2001年7月14日 設立総会
非営利団体 認可	非営利団体法(法 520)にもとづき 1996年10月24日に大統領令 548-96 で認可された	非営利団体法(法 520)にもとづき、2002 年9月25日に大統領令 762-02 で認可さ れた
非営利団体 登録番号	3296	不明
納税番号	4-30-04687-6	不明
会員数	約 120 家族(540 人)	約 30 家族
実施機能	高齢者福祉、日本語学校、奨学金付 与等	互助会機能、農業組合(法人格は別)等

2. 日系社会に回収した資金を活用することへの日系社会の意見

回収した資金の活用方法、また前提となる資金の回収方法について両団体にヒアリングを行った。主な意見を以下にまとめた。

- ①債権譲渡による資金提供の側面は評価できるが、資金化の前提となる債権回収を同胞の間で行うことは新たな分裂を招きかねず、また回収当事者あるいはその組織の幹部との関係から恣意

性を指摘され得ることへの懸念がぬぐえない。

- ②一方、銀行など日系社会以外の第三者に債権が譲渡されることは考えられない。
- ③資金が提供されれば、教育、高齢者福祉、住宅、起業などで資金需要はある。
- ④移住融資債務緩和にかかる特別措置により債務の減免がされれば、回収が進み、支援に活用できる資金も生まれる。

5.2 日系人向け融資事業

日系人向け融資事業は、既存の団体が実施することも、新規の団体が設立され実施することも考えられる。したがって法的規制、新設手続き、および既存のマイクロクレジット実施団体の状況について取りまとめた。

1. 実施方法、実施団体に関する法的規制、監督官庁

(1) 想定される実施方法

- ①移住者子弟を主な対象として、その起業や事業拡大の資金を低利で融資する。
- ②実施体制としては、移住債権回収の主体者が自ら融資回収を行う。

ただし、債権回収を全面的に外部依存する場合は、本融資事業についても当該外部機関に委託する。

(2) 実施団体に対する法的規制、監督官庁

- ①第2章で触れたように、広く資金を集めて行う融資でなく、非営利団体による小規模融資であれば、金融事業としての規制はかからず、非営利団体としての規制がかかるのみである。
- ②非営利団体の形態としては、次の二つがある。¹³
 - (i) 非営利団体法にもとづく団体
 - (ii) 協同組合法にもとづく団体(信用組合などを含む)
- ③両者設立のための条件等を対比すると表5-2のとおりである。

設立の条件等を鑑みると、団体を新設する場合は、非営利団体法にもとづく団体の方が、期間の面で計画的に進められる。

¹³ (i)、(ii)のそれぞれの根拠法は次のとおりである

(i) LEY No. 122-05 SOBRE REGULACION Y FOMENTO DE LAS ASOCIACIONES SIN FINES DE LUCRO EN LA REPUBLICA DOMINICANA (法律第122-05号「ドミニカ共和国における非営利組織の規制及び振興に関する法律」)

(ii) LEY No. 127-64 LEY DE ASOCIACIONES COOPERATIVAS (法律第127-64号「協同組合法」)

表 5-2 非営利団体と協同組合の設立条件比較

	(i) 非営利団体法にもとづく団体	(ii) 協同組合法にもとづく団体
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的としない合法的な社会裨益あるいは公益活動を実施(第 122-05 法 2 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同活動を通じて組合員の社会的・経済的改善を図る(第 127-64 法 1 条) ・ (組織としては)利益を目的とせず、収入又は余剰の配分は組合との取引量に応じて行う(第 127-64 法 1 条)
2 設立の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数は自然人又は法人 5 人以上(第 122-05 法 2 条) ・ メンバー間で利益の分配が無い(同上) ・ 定款、メンバー、本部及び活動地域、商標登録等(第 122-05 法 3 条、4 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数は 15 人以上(第 127-64 法 1 条) ・ 預金、融資を主に行う信用組合型の場合、最低資本金は 3 千 RD\$(政令 No623-86 107 条)
3 設立認可所要期間	<ul style="list-style-type: none"> ①最高検察庁サントドミンゴ法務部などに申請書提出後 60 日以内に審査が完了し通知がある ②完了通知がない場合でもさらに 15 日の猶予期間で通知状あるいはみなし法人登録となる ③上記ののち 1 ヶ月で法人資格が発効され、同時に全国紙に公示を行う(第 122-05 法 5 条) ④申請書提出から法人資格が発効されるまで、長くても 105 日以内である 	<ul style="list-style-type: none"> ①協同組合管轄機関である IDECOOP に申請し、IDECOOP が大統領府に申請して認可に至る(第 127-64 法 6 条) ②IDECOOP がどれくらいの期間で大統領府に申請するかは定まっておらず、すぐに行われる場合もあれば 2 年かかる場合もある <p>※長官は 2015 年 4 月現在、予算増額なければ新規申請を上げないとしている</p>
4 融資事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資事業ができる。ただし預金を集めることはできない(金融法に該当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合法のもとで預金と融資が共にできる

④上表のうち、(i) 非営利団体法にもとづく団体を設立し、税制優遇の適用を受けるためには、法 122-05 にもとづき、以下の基準をクリアする必要がある。

- ・ 5 人以上の自然人または法人が集まって組織を作ること。
 - ・ メンバー間で利益の分配が無い。
 - ・ 第 3 条で規定された一連の文書を添えて、ドミニカ共和国最高検察庁サントドミンゴ法務部あるいは控訴検察庁の担当部署に、法人化申請組織の長名による申請レターで申請すること。
- なお、設立条件の詳細を示すため、法人化手続きに関わる条文を参考に記載した。

【参考】

法律第 122-05 号「ドミニカ共和国における非営利組織の規制及び振興に関する法律」

第 2 章 法人化手続き

第 2 条 、 営利を目的としない合法的な社会裨益あるいは公益活動を実視するために、
5 人以上の自然人または法人が集まって組織を作り、メンバー間で利益の分配
がないもの。

第 3 条 「非営利組織」の法人登録のためにはドミニカ共和国最高検察庁サントドミンゴ
法務部あるいは控訴検察庁の担当部署に、法人化申請組織の長名による申請レタ
ー及び以下に言及する一連の文書を添付したものを提出する。

- a) 設立総会議事録
- b) 定款
- c) 組織のメンバーリストと個人データ
- d) 設立の主旨、使命、目的
- e) 活動の拠点(地理的な範囲)
- f) 組織の主な住所
- g) 商工省商業・商標部発行の証明書

第 4 条 定款に含めるべき内容
a) 住所～o) 民主的で透明な運営
のための規定 の 15 項目

第 5 条 、 、 、 申請書類受領後 60 日間以内に審査を完了、、、
(通知なき場合は)さらに最大 15 日の猶予期間で通知状が出され、これも過ぎれ
ば正式に法人登録された者とみなされる。

付記 1 法人登録後、公示の必要条件を満たしてから一ヶ月後に法人としての資格が発効。

付記 2 上記「一ヶ月後」に全国紙に公示し、その後 3 ヶ月以内にその証明を得ること。

⑤協同組合法にもとづく団体を設立する場合は協同組合法の手続きが必要である。

- ・ 協同組合の監督機関は農業省の傘下にある IDECOOP¹⁴であり、各地域の拠点に設立・運営を指
導する役割の要員が配置されている。
- ・ 認可を得るには、IDECOOP に申請し、IDECOOP が大統領府に申請する。
- ・ IDECOOP 法務部幹部によれば協同組合を全国的な組織で設立する場合は各地区で 15 人以上を
集めた協同組合を設立し、これを全国的な連合とするとすれば 1000 人規模の組合員が必要と
なるとのことであったが、有力協同組合の連合である AIRAC 幹部によれば、各地に分散した組
合員により構成される単一の協同組合の結成も認められており、15 人規模からの結成も可能
である。

¹⁴ IDECOOP 及び協同組合に対する非営利団体側の評価は概して厳しく、最近も IDECOOP 幹部が協同
組合に乗り込んでトラブルを起こしたことが報道されている。

2. 主要団体情報

今回インタビューを行った4つのマイクロクレジット実施団体について、組織の概要、融資内容、マイクロクレジットの実施体制を表5-3にまとめた。

表5-3 マイクロクレジット実施主要団体

	FUTURO	MUDE	FONDESA	FONDO MICRO
組織概要	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利団体法にもとづく非営利団体。 ・貧困地域の地域コミュニティの能力開発、教育、環境保護などを通じた社会福祉の増進。 ・2001年設立。 ・本部はサントドミンゴ。 ・活動地域はもっとも貧しい南部10県(約1500千人)を対象としているが、マイクロクレジット実施はこのうちの一部(300千人)。 ・融資担当(エージェント)は8人、危険があるので基本的に2人一組で融資、回収活動している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利団体法にもとづく非営利団体。 ・女性の援助を主目的に社会開発とマイクロクレジット業務を行う。事業の中心は社会開発である。 ・1977年設立。(マイクロクレジット事業は1982年から) ・本部はサントドミンゴ。 ・現在はマイクロ保険(健康保険)を取り扱っている。 ・活動地域は貧困層の多い11県。 ・融資担当は27名で県ごとに数名ずつ配置され、その上にスーパーバイザーがいる。本部は個人、グループ担当各1名がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利団体法にもとづく非営利団体。 ・マイクロクレジットが主業務。 ・1982年設立。 ・本部サンティアゴ。 ・活動地域は北部を中心に51拠点。 ・総員700人、うち融資・回収担当の融資アナリスト400人が各200~300人のクライアントを担当。 ・事業拡大の促進のため、傘下に金融法の下での銀行(営利企業)を設立し、5月より営業開始して、事業、要員を移管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利団体法にもとづく非営利団体。 ・マイクロクレジットを自ら実施するのではなく、それを実施する機関に融資する機関。 ・金融法の規制対象外。 ・1989年設立。 ・本部サントドミンゴ。 ・融資先は数機関、以前はもっと多かったが技術指導資金がなくなったこともあり減少。 ・融資総額約80百万RD\$。 ・対象期間の経営状況を分析し、年度更新の形で、プライムレート約8割の水準で融資している。 ・活動内容は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> -上記マイクロクレジットへ融資

	FUTURO	MUDE	FONDESA	FONDO MICRO
				<ul style="list-style-type: none"> -中小企業の経営分析 -リーバンキングの普及を基本とした機関への研修、コンサルティング ・資金源：米国機関からの寄付等。
融資内容	<ul style="list-style-type: none"> ・融資件数：約 900 世帯。 ・融資残高：約 550 千 RD\$。 ・一件当たりの融資額：～15 万 RD\$。 ・用途：卸・小売の仕入資金、小規模農家の生産組合、再生エネルギー向け等 ・融資対象：個人及びグループ。 ・期間：最長 36 ヶ月 金利は 24%～36%。 ・担保：保証人。 ・資金源：当初はシティ財団、スペインの寄付等が主。現在は金融機関もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資件数：2,472 件、男女比 1:9。 ・融資残高：約 38 百万 RD\$。 ・一件当たりの融資額：1.5 万 RD\$～25 万 RD\$。 ・用途：80%がビジネス(小売、美容院、カフェなど)、15%が農牧、住宅修繕 5%(新しいので低い)。融資とともに技術協力、研修も行う。 ・融資対象：個人(65%)及びグループ(相互保証)。 ・期間：6～24 ヶ月。 ・金利：事業用 34～39%、農業～36%、住宅～31%。 ・担保：物的担保は取らない ・資金源：IDB からの 50 万 US\$ でスタートし今も返済中。他の 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客数：約 7 万人(2014 年)、男女比 4:6。 ・融資総額/残高：約 27 億 RD\$(同) ※2010 年は 3 万人、12 億 RD\$ ・一件当たりの融資額：1 千～300 万 RD\$。 ※マイクロクレジットは～1 万 RD\$ で最低賃金の 20 倍。用途：農業、事業、家族、教育、住宅。 ・融資対象：グループ融資はなく個人融資のみ。 ・期間：18 ヶ月、利率 2-3%/月、教育の場合は期間 10 年と長い。 ・担保：連帯保証人は取るが物的担保はなし。 ・資金源：仏、西等海外の国際協力機関、国内金融機関。 	

	FUTURO	MUDE	FONDESA	FONDO MICRO
		<p>資金はほぼ銀行融資によるものであり、寄付金わずかである。</p> <p>なお、社会開発は全額寄付によっている。</p>		
マイクロクレジット事業運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 融資発掘はエージェントが地域コミュニティに向いて発掘する。 45 日以上の延滞が 10%程度ある。 融資決定はエージェントからの申請を本部のクレジット委員会が審査して行う。申請は 95%通る。 	<ul style="list-style-type: none"> 強みは融資とともに経営全般の技術指導を提供すること。 クレジットオフィサーの業務は融資と回収で半々。 返済は個人が銀行振り込み、銀行が遠い地域及びグループはオフィサーが回収。個人は月払い、グループは週払い。 回収率 95~97%、法的差押えは過去 2 件のみ。 クレジットオフィサーからの申請は本部のクレジット委員会で承認。担当スーパーバイザー、メソッド担当、法務担当、マイクロクレジット担当の 4 名。 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の街に住み、隅々まで知っている融資アナリストの活動。 日々顧客を訪問し、融資ニーズの発掘、推奨から審査の情報収集、実質判断及び資金提供、回収に至るまでのプロセスを一貫して行う。 融資業務と回収は 7 対 3。 延滞率 2%以下、回収率 99.7%、これが低利の支え。資本回収率 10 億 RD\$の約 8%。 顧客と融資案件を話し合い 5 万 RD\$以下なら支店長決裁で翌日、本部決裁のものも申請から 72 時間以内に決定。さらに、情報端末に顧客の取引実績、信用情報なども含めて表示し、客先即決体制を志向している。 	

5.3 日系人向け高齢者福祉事業

1. 実施方法、実施団体に関する法的規制、監督官庁

(1) 実施方法

- ① 日系一世・二世を主な対象として、福祉増進のためにサービス提供する。
- ② 実施体制は、債権回収主体が自らサービス提供することを与件とせず、サービス内容の具体化のうえで最適な主体を選定する。
- ③ サービス内容は、下記 i～vi が想定される。
ただし、下記のうち iv 以下については、投資額が大きいうえに利用者の母数が少ないため、独自の施設を設けることは非効率である。
 - i) 趣味や学習のクラスや茶話会などの設定・運営
 - ii) 医療保険、損害保険などの代行や付加給付
 - iii) 健康診断、修繕などのサービスの紹介
 - iv) 「要介護者」に対するデイサービス(昼間の施設滞在型)
 - v) 短期入所によるリハビリテーション施設
 - vi) 滞在型施設(老人ホーム等)

(2) 実施団体に対する法的規制、監督官庁

- ① 法令
 - ・ 高齢者保護法(Ley sobre Protección de la Persona Envejeciente (No. 352-98))
- ② 高齢者福祉の監督官庁
 - ・ 厚生省 (Ministerio de Salud Pública)
 - ・ 高齢者全国評議会 (CONAPE: Consejo Nacional de la Persona Envejeciente)

2. ドミニカ共和国における高齢者福祉施設の現状

- ① CONAPE によれば、ドミニカ共和国内の老人ホームやデイサービスの設置状況は表 5-5 の通りである。CONAPE から、死亡率、出生率の減少により高齢化が進むと聞いており、これから施設整備が進むと推測される。

表 5-5 ドミニカ共和国内老人ホーム等施設設置状況

区 分	施 設 状 況
老人ホーム	約 120 施設(うち公立約 70, 私立約 50)。 なお、公立には政府直営のものと、主に政府の補助金などにより運営されているものがある。また私立の運営は教会、非営利団体などが主な運営主体である。
デイサービス Hogar de día	約 30 施設、私立老人ホームのうち約半数程度が実施していると想定される。

②ドミニカ共和国では、高齢の親の面倒は家族が見る、仮に出稼ぎなどで不在の場合は、遠縁であれ親戚が同居あるいは近居して面倒を見るのが当然とされている。さらに経済的に余裕があればお手伝いを雇う。これらの習慣が、ドミニカ共和国において施設サービスが少ない要因とされている。

③日系高齢者福祉施設としては、サントドミンゴに「やすらぎセンター」がある。運営状況は以下の通りである。

- ・ドミニカ日系人協会が運営し、2015年2月現在は日系社会シニアボランティアとして看護師1名が派遣されている。
- ・利用者は主に首都圏在住者で、2015年2月11日の視察時に開催されていた「茶話会」(デイサービス)の参加者は12名であった。

3. 今後のための基礎検討(サービス内容と課題)

(1) ニーズ

①日系人高齢者の全体人数

JICA ドミニカ共和国事務所によれば、60歳以上の日系人移住者は2014年度は約150人である。

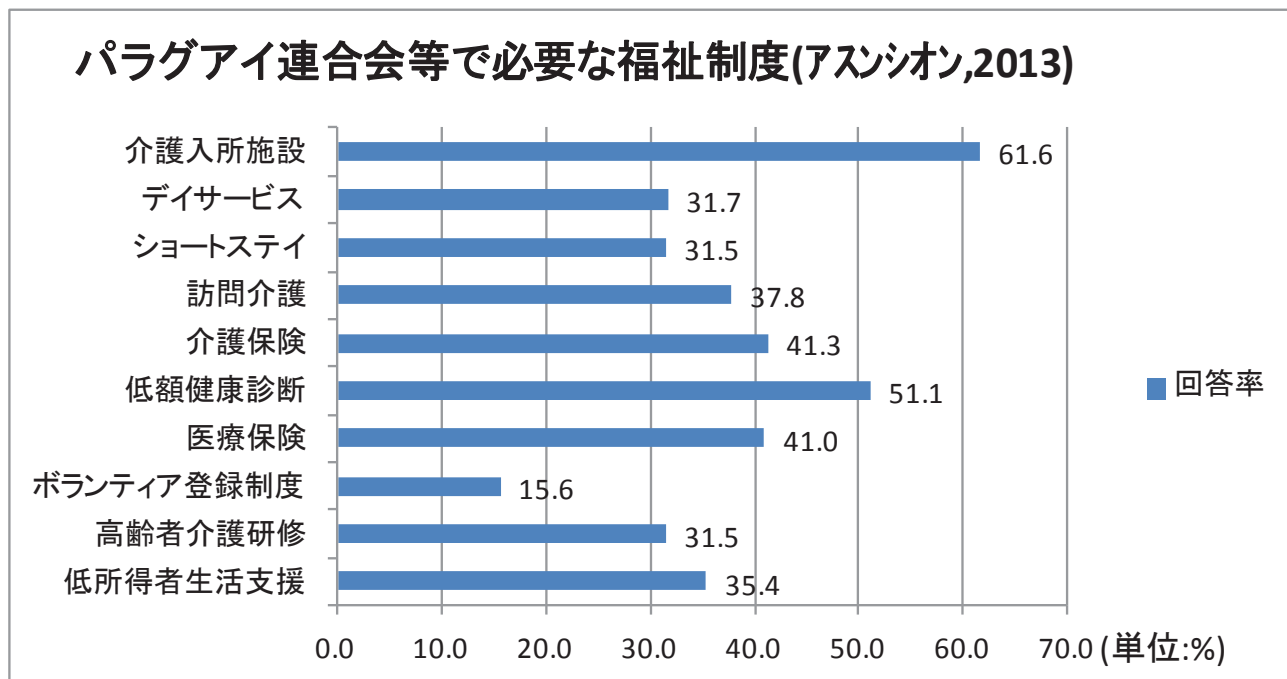
(2) サービス内容として今後検討すべき重点分野

①ドミニカ共和国の高齢者福祉ニーズを調査した資料が無いため、パラグアイ日本人会連合会が実施した「日系社会福祉調査報告書」(2013)を参考に、ドミニカ共和国日系社会の高齢者福祉施設やサービスに対するニーズを想定した。先ず日系団体による高齢者福祉施設・制度運営へのニーズが高いと想定される。(パラグアイ日本人連合会調査では、日系団体による高齢者福祉施設・制度運営について82%が必要と答えている。)

②都市部では、老人ホーム(介護入所施設)の必要性が高く、次いで低額健康診断、介護保険、医療保険への要望も高い。(グラフ5-1)

③サービス内容は、グラフ5-1の類型に加え、現地でJICA職員から得た情報によれば、医療における通訳ボランティア派遣のニーズもあるとのことであった。

グラフ 5-1 連合会等の運営に必要な福祉制度(パラグアイ調査)



出典：日系社会福祉調査報告書

ドミニカ共和国においては、日系人の高齢者が約 150 人と少ない上に、各地域に小規模分散している。よって、今後の検討に際し、サービス対象者が立地的に限定される施設型サービスや在宅サービスなどの整備に資金を活用するのは得策ではなく、保険サービス、低所得者への生活支援、既存施設や組織と連携したサービスの活用等を重視した検討が有効と思われる。

